



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

# 営業倉庫等に係る事業所税の減免を見直します

令和5年4月から

## 1 見直し内容

**令和5年4月1日以後に終了する事業年度分から、減免の対象を川崎港の商港区に所在する営業倉庫等に限定します。**

これ以外の営業倉庫等については、経過措置として令和5年4月1日以後に終了する事業年度分から段階的に減免割合を縮減し、令和7年4月1日以後に終了する事業年度分から減免の適用額をゼロとします。

なお、減免措置を見直した後でも、地方税法の特例措置はこれまでと同じく適用されます。

### 現状

市内合計床面積が3万㎡未満の場合、減免を適用

≪例1：商港区と商港区外に各1万㎡の倉庫が所在する場合≫

現状
市内合計の2万㎡分に対して減免適用

≪例2：商港区外に2万㎡の倉庫が所在する場合≫

現状
2万㎡分に減免適用

### 見直し後

市内合計床面積が3万㎡未満のもののうち、商港区に所在する営業倉庫等に減免を適用

見直し後
商港区の1万㎡分のみ減免適用

見直し後
商港区外に所在するため減免適用なし

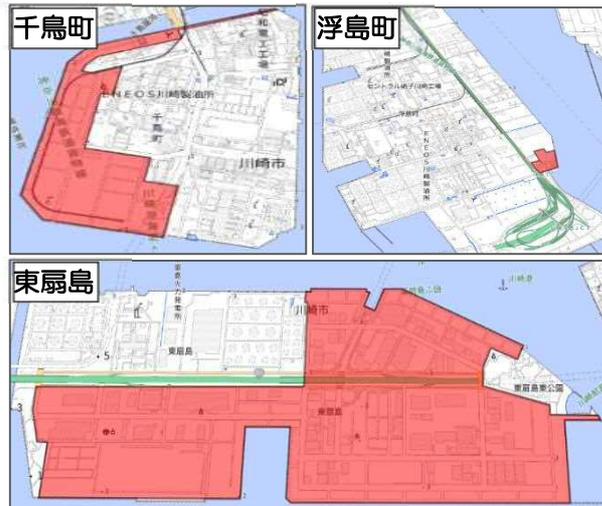
### (1) 減免の対象を商港区に限定する理由

①「港湾法」及び「川崎港の臨港地区内の分区における構築物の規定に関する条例」の規定から、商港区は物流施設の集積を進めることが目的とされた区域です。

②「臨海部ビジョン」※（平成30年3月策定）において、東扇島などを中心とする地域は物流の高機能化を目指す地域です。

※「臨海部ビジョン」とは、30年後を見据えた臨海部の目指す将来像やその実現に向けた戦略、取組の方向性を示したものです。

(川崎港の商港区：赤枠部分)



### (2) 商港区外に所在する営業倉庫等に対する経過措置

① 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に終了する事業年度分

➡ 減免額を2/3に縮減

② 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に終了する事業年度分

➡ 減免額を1/3に縮減

③ 令和7年4月1日以後に終了する事業年度分

➡ 減免額をゼロ

## 2 現状の減免措置の概要

営業倉庫等に係る事業所税は、地方税法の特例措置により課税標準が軽減され、その課税標準に対して税率を乗じて税額を算出し、市内合計床面積が3万㎡未満の場合には、その全額を減免しています。

### (1) 減免対象資産

- ① 営業倉庫（倉庫業法に規定する倉庫業者が本来の事業の用に供する倉庫）
- ② 上屋（港湾運送事業法に規定する一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋）

### (2) 地方税法の特例措置と減免適用の流れ

- ① 特例措置（課税標準〔床面積〕の一定割合を軽減）

	営業倉庫	上屋
資産割	1/4に軽減	1/4に軽減※
従業者割	1/2に軽減※	1/2に軽減※

※港湾施設の倉庫又は上屋に限る

特例を適用後

- ② 減免措置（課税額の全額を減免）

資産割と従業者割の全額を減免

見直し対象

見直し対象外

減免措置を見直した後も、地方税法の特例措置はこれまでと同じく適用されます。

## 3 見直し理由

### (1) 社会情勢の変化

本市では、当時の倉庫業の厳しい損益状況などにかんがみ、営業倉庫等の整備を税制面から支援するため、営業倉庫等に係る資産割及び従業者割の全額を減免する措置を昭和61年に創設したところですが、現在は、Eコマース（電子商取引）の利用拡大等により物販系分野は大幅に市場規模を拡大しており、本市においても近年大型物流倉庫の建築が顕著であるなど倉庫等の面積が増加しています。

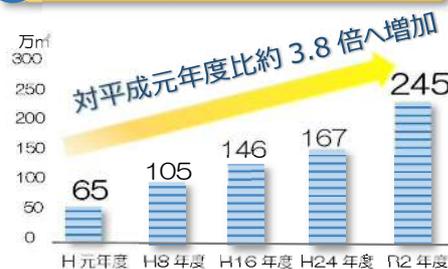
また、倉庫業の損益状況は当時と比較して大きく改善していることから、「営業倉庫等の整備を税制面から支援する」という当該減免措置の目的は一定程度達成したと考えられます。

参考 当時の経常損益（主要10社合計）

参考 市内営業倉庫等床面積の推移

参考 現在の経常損益（1社平均）

普通倉庫業（10社）	
昭和58年度	△1,437百万円
昭和59年度	△1,418百万円
昭和60年度	△1,421百万円



普通倉庫業（保管+荷役）	
平成29年度	71,246千円
平成30年度	85,224千円
令和元年度	92,028千円

（昭和60・61年運輸白書を基に作成）

（本市課税状況を基に作成）

（令和元年度 倉庫事業経営指標（概況）を基に作成）

### (2) 本市施策との整合

近年、特に工業系用途地域では製造業者が新たに工場を立地する場所が不足しており、本市の強みである製造業の集積を維持・強化するうえで課題となっていることなどから、本市では、製造業者の操業環境を整備し集積を維持・強化するための施策を講じています。そのため、今回、「川崎市総合計画 第3期実施計画」・「かわさき産業振興プラン第3期実行プログラム」の策定のタイミングと合わせて減免措置を見直すことにより、本市施策との方向性の整合を図ることといたしました。

お問合せ先

川崎市かわさき市税事務所 法人課税課 諸税第1係

電話 044-200-3965

メール 23kawhou@city.kawasaki.jp